

多面的機能支払交付金に取り組みませんか？

全 域

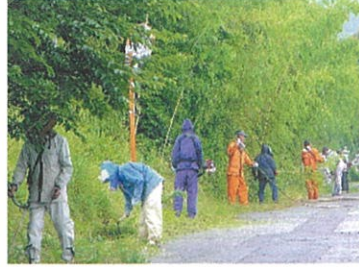
地域住民が共同で農道や水路の維持管理を行っている場合、多面的機能支払交付金を受けることができます。ぜひ、集落で多面的機能支払交付金への取り組みをご検討ください。

多面的機能支払交付金は、農道の草刈や水路の泥上げなどの活動参加者への日当支払や資材代等に使用できます。また農道の舗装や水路の改修を行うこともできます。

取り組みを検討する際は、各市町農政担当課又は県央振興局農業企画課、各地域普及課までお問い合わせください。



水路の土砂上げ



農道の草刈



農道の舗装



鳥獣防止柵の補強

令和元年度県央振興局管内で107の組織が取り組んでいます。

多面的機能支払交付金に取り組むには

活動を実施する活動組織を設立し、地域共同で取り組む活動について、事業計画（原則5年間）を作成し、市町に申請します。

広域活動組織化を検討しませんか。

事務員雇用による農業者の事務負担軽減や組織内での柔軟な交付金運用が可能となる等のメリットがあります。また、広域活動組織の設立にあたり、支援を受けることができます。（4～16万円／年・組織）

農業者のみなさまへ 収入保険制度がはじまりました！

全 域

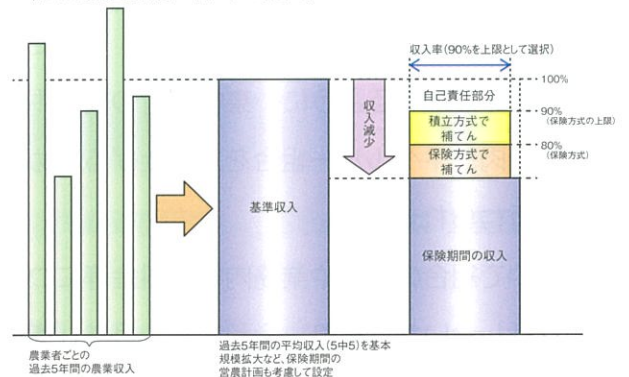
○収入保険制度とは

農業者（個人・法人）が加入できる保険制度で、自然災害や価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少を補てんする仕組みです。農業者へのサービス向上と負担軽減を目的に、平成31年1月から実施されています。

【収入保険の概要】

- 加入要件：青色申告実績がある農業者
- 保険期間：1年間（個人：1～12月、法人：事業年度の1年間）
- 対象作物：自ら生産した農産物（マルキン対象肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は除く）
- 補償選択：保険方式（最大8割）、または保険＋積立方式（最大9割）を選択

〈収入保険制度の補てん方式〉



加入手続等のスケジュール（加入期間が令和2年1～12月の場合）

令和元年	令和2年	令和3年
～11月	12月	1～12月
加入申請手続	保険料、積立金、事務費の納付	保険期間（税の収入算定期間と同じ）
		確定申告後～6月
		保険金等の請求・支払

収入保険制度の詳細内容は、農林水産省のホームページに公開されています。

お問い合わせは、お近くのNOSAIまで
 長崎県南農業共済組合 ☎0957-27-0880
 長崎県北部農業共済組合 ☎0956-41-6055